

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和6年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和6年6月18日(火) 開会：午前9時56分 閉会：午後 0時18分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第63号 工事請負契約の締結について

議案第67号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第70号 令和6年度筑西市一般会計補正予算(第1号)のうち所管の補正予算

議案第71号 令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第1号)

4 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	仁平 正巳君			
委員	新井 暁君	委員	國府田和弘君	委員	日高 久江君	
委員	小倉ひと美君	委員	大嶋 茂君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、契約議案1案、一部事務組合等議案1案及び補正予算議案2案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第67号「茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第67号「茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、ご説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出でございます。

初めに、規約変更の理由でございます。マイナンバー法改正によりマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、被保険者証が廃止となることから、規約別表に規定する市町村において行う事務の整理を行うもののほか、実態に合っていない条文の削除及び関係市町村の共通経費負担金の納入算出に用いる人口及び高齢人口の算定基準日などの整理を合わせて行うものであります。

変更の内容といたしましては、2ページを御覧願います。まず、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第11条第3項が実態に合っていないことから、これを削るものです。

次に、別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

次に、別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、1 この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行します。ただし、この規約による変更後の別表第1の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改める規定は、令和6年12月2日から施行するものです。

2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この保険証の廃止ということからの件ですけれども、保険証自体がマイナ保険証の利用率が非常に低いという中での今回の改定ということで、いろいろ問題が生じてくるのではないかなと思うのですが、現在の資格証明書を資格確認書というものに、証明書も保険証も確認書という形にするということになると、例えば滞納した場合なんかは、これはどういうふうな取扱いになっていくのかというところが1つ。

それから、附則の第2項で、関係市町村の負担金の部分について、もうちょっと詳しくお願いします。以上です。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） お答えいたします。

今回の改正に伴う滞納者の方につきましては、通常ですと市町村によっては短期保険証というものを発行して、毎回有効期限を設けて3か月とか6か月とかということで発行しているところでございますが、筑西市の場合は短期保険証を発行していない状況でございまして、今回滞納者の方についても特別療養費ということで、本来ですと10割負担をして、その分の差額を自己負担で抜いた分を本人に償還するという制度を国のほうでは設けようとしているのですが、後期高齢者の観点から、今までどおり特別療養費という制度は設けないで、短期保険証もなくなるということで、滞納者の方についても通常どおりの資格確認書を渡して、収納は収納として徴収率の向上に努めていくということになります。

続きまして、共通経費負担金の件でございます。共通経費負担金につきましては、広域連合における事務経費があるのですが、こちらに充当するための負担金です。この共通経費負担金なのですが、基準日が3月31日でもいつも算定しているのですが、3月31日の場合、第1期納付金、市町村が納めるまでの納付金を算定するのが4月下旬となっております。広域連合のほうで事務処理するのが少し厳しいスケジュールとなっております。1月に基準日を変更することによって、正確な負担金の算出ができるということになることから、基準日の改正をするものでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、滞納した場合については、今とは違う取扱いになるというふうに理解していいのでしょうか。つまり被保険者は医療機関に行って、その自分の負担割合の分をいつもどおりに払うと、そういうやり方でいいのですか。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） お答えします。

はい、そのとおりです。今までどおり資格確認書のほうとして、1割という形で明記する書を送りますので、それに基づいて医療機関のほうの受診をしていただければ、滞納者の方も問題なく受診できるものと考えております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 国のほうの法改正によるものなので、筑西市だけ除外というわけにもいかないのですか。その辺のところを。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 筑西市だけではなく、やはり全国一律でそういうふうになっておりますので、筑西市だけということにはいかないということになります。よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 各構成市町村にこの議案が今、出ているわけですね。例えばどこかでこれは否決したといった場合にはどうなるのかな。ちょっとその辺が不思議なところなのですが。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 1つの市町村でこの議決ができなかった場合どうなるかというような質疑だったと思うのですが、その場合、この後、議決をもらった後、広域連合のほうで県知事に許可申請を出して、申請を許可をいただいて、その後効力が発生するわけなのですが、1つでも議決できなかった場合、どうしてもこの許可申請ができなくなって、広域連合の事務処理が滞ってしまいますので、その辺につきましては、各市町村のほうにご理解を賜りながら、ご確認をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、マイナ保険証ができた関係だと思うのです。それで、今まではこの被保険者証、資格証明書、後期高齢者はこれがかかっていたわけです。そうすると、今後は資格確認書、今度マイナ保険証ですか、両方使う。そこら辺がちょっとこの文章では分からなかったものですから、そのちょっと説明してくれますか。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） では、改めて資格確認書というのはどういうものかとか、こういう感じで交付するというのをちょっと説明したいと思います。

まず、資格確認書なのですが、今回法施行のほうが12月2日からになっておりますので、12月1日までに75歳になられる方、誕生日を迎える方につきましては、通常どおり保険証を発行します。有効期限につきましては、来年の、令和7年7月31日までという有効期限の下で保険証を発行します。12月2日以後に75歳を迎える方、この方たちにつきましてマイナンバーの法の改正に伴って保険証が廃止されますので、12月2日以降に生まれた方につきましては、マイナンバー保険証で受診されるか、資格確認書で受診されるか、いずれかの方法になります。

資格確認書なのですが、どういう方に交付するかということなのですが、マイナンバーカードをお持ちでない方、そしてマイナンバーカードを保険証として登録していない方、ひもづけしていない方、この方はマイナンバーカードも持っていないし、マイナンバーカードも保険証としてひもづけしていないので、そういう方に対して資格確認書というものを職権で発行する、交付する予定にしております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、この資格確認書というのは、いつまで使えるのか。有効期間、この方については、いつまでこれが使えるのか。併用するわけでしょうけれども、その点いろいろマスキミでも問題になっていますけれども、その点。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 資格確認書の有効期限でございますが、現在の保険証と同じで、基

準日が毎年7月31日までの有効期間を取っていますので、通常8月1日から7月31日、1年間が有効となります。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、今後は併用して、1年間の有効期間ということなのですが、政府のほうではマイナ保険証、全部切り替えていくということですね。併用するとか、いろいろな国会でも意見出ていますけれども、実際に全部マイナ保険証になるのかどうか、今後。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 今後につきましても、資格確認書のほうは今のところ1年継続ですと続く予定になっております。マイナンバーカードにつきましては、あくまでも強制ではなくて、義務になりますので、引き続きマイナンバーカードを利用して受診する際のメリットとかを被保険者の方たちに十分周知を図りながら、マイナンバーカードにできるだけ移行してもらえるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第67号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決をいたします。

議案第67号「茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、保健福祉部所管の補正について審査を願います。

なお、議案第70号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

健康増進課から説明を願います。

高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 健康増進課の高島でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第70号のうち、健康増進課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の5ページを御覧ください。第3表、地方債補正（追加）でございます。起債の目的、協和地区保健福祉施設複合化事業2,380万円をお願いするものでございます。これは、協和ふれあいセンターの機能を集約するための改修事業に係る起債をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。上段でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄11、社会保障・税番号制度システム整備費補助金5万5,000円を新たにお願いするものでございます。これは、予防接種情報について、マイナンバー情報連携をするために必要となる自治体予防接種システムHPV9価ワクチンに係る国の補助金でございます。

次に、10ページを御覧ください。上段でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節6雑入（衛生）、説明欄59、新型コロナウイルス予防接種助成金に1億8,964万6,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の段でございます。款22市債、項1市債、目4衛生費、節1保健衛生債、説明欄8、協和地区保健福祉施設複合化事業債に2,380万円を新たにお願いするものでございます。内容につきましては、地方債補正でご説明しましたとおりでございます。

次に、15ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。下段でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料、説明欄、定期予防接種事業1億9,057万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としまして、定期予防接種個別接種委託料1億8,964万7,000円でございますが、国の見直しにより、ワクチン代が1人当たり8,300円引き上げられるためのものでございます。歳入でご説明しましたとおり、この超過分の費用については、全額が国の補助対象となりますので、今回の増額補正に伴う市の追加負担はございません。

同じく、その下、健康管理システム改修委託料92万4,000円については、新型コロナウイルス予防接種及び高齢者インフルエンザ予防接種の接種記録を電子データ管理するために、健康管理システムを改修するものでございます。

次に、その下、説明欄、任意予防接種事業、委託料13万2,000円の増額をお願いするものでございます。こちらも小児インフルエンザ予防接種の接種記録を電子データ管理するため、健康管理システムを改修するものでございます。

その下でございます。目4保健センター管理費、節12委託料、説明欄、協和保健センター等機能集約・複合化事業2,651万円を新たにお願いするものでございます。これは、老朽化が進む協和ふれあいセンターの機能を協和保健センター及び協和多目的センターに集約し、あわせて協和総合庁舎に陶芸工房を移設するために必要な改修工事の設計委託料を計上するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コロナの予防接種の件ですけれども、財源のその他の部分についてちょっと説明をお願いいたします。それだけです。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 雑入の新型コロナウイルス予防接種助成金なのですが、当初予算には1人当たり7,000円ということで、令和6年度の予算に計上しておりましたが、今年の3月に国のほうの接種料の見直しがありまして、8,300円分を追加することになりまして、合わせて1人当たり1万5,300円かかるところを8,300円を国のほうで助成するといった助成金になっております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 国の助成金なのだけれども、国の支出金とかというのには該当しないのですか。

○委員長（中座敏和君） 篠崎保健福祉部長。

○保健福祉部長（篠崎正典君） 答弁いたします。

こちら当初国のほうは、コロナワクチン1人当たり7,000円で打てるというような想定で進んでいたのですが、実際に3月になったところ、1万5,300円かかるよと急に言ってきました、各市町村のほうは1回当たり7,000円ということで、2,000円の助成をすとか、そういったところで進んでおりましたので、国のほうが1回当たり7,000円に合わせるために助成金という形で8,300円を渡しますよと。ただ、それは国からというような形ではなくて、基金管理団体、新薬未承認薬等研究開発支援センターというような団体を通しまして、各市町村に助成金として渡すと、国の補助金ではなくて、基金団体からの助成金というような形で渡すということになっておりますので、国の補助ではなく、その他となっております。

○委員長（中座敏和君） ほかにありませんか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） すみません。今、同じコロナのワクチン関係なのですが、当初7,000円ということだったのですが、倍以上の金額になった理由をご説明をお願いします。

もう1つ、協和保健センターの複合化なのですが、こちらは設計委託ということで、この複合化の工事費、総工費と、ふれあいセンターは解体までする予定ですよね。その解体費まで含めたこの事業の総額が分かればお願いいたします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 篠崎保健福祉部長。

○保健福祉部長（篠崎正典君） まず、私からはワクチンが倍の値段になってしまった理由なのですが、これは国のほうが各薬剤メーカーのほうと話し合い、折衝していた中で、当初の見込みでは7,000円でできるというふうにされていたものが、さらに折衝を重ねましたところ、やはり開発費その他のもので実際に1万5,300円程度になるということが分かったというところがございます。理由というのは、あくまでも国と薬剤メーカーとの話し合いの中での過程でございます。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 協和ふれあいセンターの工事費についてお答えいたします。

今回は設計委託料の計上でありまして、工事費及び解体費のほうは、まだ額のほうが出ておりません。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 国とメーカーとの話し合いで1万5,300円ということですが、ワクチン自体は同じワクチン、今までと同じワクチンなのか、それともワクチン自体も変わったのかということと、コロナワクチンの接種、治験中だなんていう話もお聞きしましたが、今、その点はどうなっているのかということをお願いします。

協和保健センターの複合化なのですが、おおよその金額、細かな金額でなくてもいいので、大体総工費何億円ぐらいかかるのかという、おおよその金額が分かればお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） お答えいたします。

ワクチンが同じものを扱うかといったご質疑だったかと思いますが、それにつきましても、国からの説明がまだ入ってこない状況でございまして、今後自治体説明会が行われる予定にはなっているのですが、その説明会の中で情報が入ってくるかもしれないといったところで、まだ国からの情報を待っている状態でございます。

協和ふれあいセンターの大まかな額というところも、設計によって決まるところでございまして、今のところ見積りといったものは取れない状況でありまして、分からないといったところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 先ほど回答が漏れていたのですが、コロナワクチン、治験中というお話もありましたが、現在そのワクチンの扱いというのか、それがどうなっているのかということが漏れていたのもので、お願いします。

協和保健センターの件なのですが、ということは設計をする業者によって工事費が変わってしまうという認識でいいのか、設計によって工事費が変わるということは、こちらで大体どのぐらいで改修工事を行いたいということを伝えないで設計をお願いするのかということを知りたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 治験上のワクチンについての情報といったところでございますが、それも先ほどお答えしましたように、まだ治験中のワクチンにつきましても、国からの情報がないような状況でございます。

協和ふれあいセンターの改修についてでございますが、設計委託料が出てこない、その設計委託料のときに業者さんのほうに言ったものというところを伝えていく予定でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、今まだコロナワクチンは治験中ということで、データ集めをしているという段階でいいですね。

（「はい、そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）

○委員（小倉ひと美君） （続）協和保健センターのほうは、この設計が出来上がってこないことには、工事費の総額なりというおおよその金額も分からないということ、この設計委託、請け負った事業者によって工事費の金額は極端な話、変わってしまう可能性もあるということですか。

○委員長（中座敏和君） 高島健康増進課長。

○健康増進課長（高島豊美君） 協和ふれあいセンターの改修でございまして、入札を通して業者と協議して改修設計を行っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明をお願いします。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 改めまして、社会福祉課の石嶋でございます。着座にて失礼いたします。

議案第70号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

15ページ、2段目を御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護一般事務費に214万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、厚生労働省通達による被保護者世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給や就労自立給付金のインセンティブ強化対応のほか、令和6年10月から行われる児童手当拡充に対する生活保護制度の対応方針を踏まえた事務対応を行うため、現在使用しています生活保護システムの改修を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） システム改修によって、対象者がどの家庭にいるかが分かるということと、あとアウトリーチで支援をするとかという部分もありましたよね。そういうのって具体的には市ではどういうことをやるということになるのかということなのです。

あと、児童手当の部分については除外するとか、そういった内容と理解していいのですか。

○委員長（中座敏和君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えいたします。

まず、今回のシステムは、あくまでも現生活保護を受けている方が対象という形になりますので、相談等に対してのアウトリーチという部分は、こちらのシステムのほうには含まれておりません。

あと、児童手当につきましてご説明も申し上げます。児童手当につきましては、令和6年10月から児童手当の第3子に当たる手当額を現行の小学生1万5,000円、中学生1万円から小学生以下及び中学生、高校生年代を3万円に変更するということになります。そこに対して生活保護制度上の児童手当の取扱いにつきましては、まず基本的には全額を収入として認定する扱いになります。ただし、今回の児童手当拡充、これは多子加算の増加という形になるのですけれども、その部分につきましては、次元の異なる少子化対策として行われるため、多子加算の拡充分については収入として認定しない、収入認定除外という措置になります。ちなみに認定除外となるのは、第3子以降、小学生以下1万5,000円、高校生年代は2万円を収入として認定しない取扱いとなります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、このシステム改修の生活相談とかいった部分について、何かうたい文句でアウトリーチというのはあったのですが、これは市には関係ないということになると、どこでやるのかな。分かる範囲でいいです。

○委員長（中座敏和君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） あくまでも今回は既存の生活保護を受けている方々に対しての支援のシステムの改修という形になります。ですので、相談のほうのシステムの改修のほうは大変申し訳ない。私が勉強不足で申し訳ないのですが、聞き及んでいない部分がありますので、お答えしかねます。申し訳ございません。

（「これとは関係ないということですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい、了解です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ただいまの説明によりますと、児童手当は入らないと、生活保護費の中から外れて、それはプラスになるわけですか。生活保護、住宅引いた、教育費を引いた生活扶助でありますけれども、それ以外にこの児童手当というのは、なおかつプラスになっていくわけなのかな。その点。

○委員長（中座敏和君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 先ほども述べましたように、児童手当の拡充分以外、その前の部分につきましては、全額収入認定になるものでございます。当然もらっていた分は収入として認定しますので、生活扶助費のほうは減額されるものでございます。ただし、多子加算分につきましては、議員おっしゃるとおり、生活保護に上乘せとして、我々が出すのではなくて、児童手当をもらった部分につきましては、収入として認定しませんので、総額的にはプラスになるという計算になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。なかなかその辺が、生活保護というとプラスになるという、我々もそういう仕事やっていたから、まずなかったです。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第70号のうち、障がい福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、節19扶助費、説明欄、重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業42万円の増額をお願いするものでございます。これは、重度障害者（児）の居住する住宅を日常生活に支障のないようにリフォームする場合に、費用の一部を助成するものです。当初2件分の予算を見込んでおりましたが、4月末時点で既に4件の相談を受けておりまして、2件分の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第70号のうち、介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

13ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。下から2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出金に22万円の増額をお願いするものでございます。これは、介護保険制度の改正による介護保険認定支援のシステム改修の増額分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

詳細につきましては、議案第71号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」でご説明させていただきます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第71号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 引き続きご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第71号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

初めに、1ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,465万4,000円とするものでございます。この補正予算は、介護保険制度の改正に伴う介護保険認定審査支援システムの改修に係る委託料の補正をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2、説明欄1、事務費繰入金に22万円の増額をお願いするものでございます。これは、介護保険認定審査支援システム改修に係る費用を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出でございます。款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節12委託料、説明欄、認定調査等事業に22万円の増額をお願いするものでございます。これは、介護保険制度の改正により、介護療養型医療施設が介護医療院等へ転換が行われ、令和6年3月末をもって介護療養型医療施設が廃止されたことに伴う介護保険認定審査支援システムの改修を委託するものでございます。

議案第71号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第71号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決をいたします。

議案第71号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課の松本と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第70号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。第3表、地方債補正（追加）でございます。起債の目的、放課後児童クラブ整備事業につきまして、限度額320万円の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの待機児童解消を目的とした支援単位を増やすための整備工事費及び児童を安全に預かるために、老朽化した支援環境を改善するための環境整備事業補助金に係る起債をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。起債の目的、私立保育所等施設整備事業につきまして、補正前限度額910万円を補正後限度額1,370万円とし、460万円の限度額の増額をお願いするものでございます。これは、私立の認定こども園等が国庫補助金を活用して施設整備する際の市の負担分に係る起債となります。今回、国庫補助金の内示額が当初の見込みを上回ったことに伴い、市の負担金も増額いたしました。その増額分に係る追加の起債をお願いするものでございます。

続いて、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書3 歳出でございます。なお、歳入につきましては、歳出の財源充当と合わせて説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、まず1番上、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、説明欄、民生費職員給与関係経費でございます。この事業の所管課は人事課となっておりますが、こども誰でも通園制度に絡むため、私から説明させていただきます。議案の真ん中辺に補正額の財源内訳、特定財源と書かれているところがございますので、歳入の説明の場合は、そちらを御覧ください。こちらは、こども誰でも通園制度の実施に当たり交付される国庫支出金、こども誰でも通園制度事業補助金40万1,000円及び諸収入、こども誰でも通園制度保護者負担金18万9,000円、合わせて59万円につきまして、新たな特定財源となるため、一般財源から振り替えるものでございます。歳入の詳しい説明は、後ほど説明させていただきます。

同じページの下段、款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、説明欄、私立保育所等施設整備補助事業に1,730万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年4月1日に示され

た国庫補助金の内示額が当初の見込みを上回ったことにより、補助金を増額して交付するためのものとなります。当該補助事業は、私立の特定教育・保育施設の整備に対する補助となります。今年度は下館幼稚園が新たにゼロ歳児から2歳児の受入れを開始するために、保育室及び給食室等の増設を予定しており、その整備工事に補助することとなっております。

歳入につきましては、国庫支出金、就学前教育・保育施設整備交付金1,153万9,000円及び市債、私立保育所等施設整備事業債460万円となっております。

ページを返していただきまして、14ページをお開き願います。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、子育てのための施設等利用給付事業でございます。こちらは、当初見込んでおりませんでした県の支出金、安心こども支援事業費補助金、こちら501万8,000円が茨城県より内示されたため、新たな特定財源として収入することとなり、一般財源から振り替えるものとなっております。

次に、その下、説明欄、放課後児童クラブ整備事業に2,143万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、既に実施している2か所の放課後児童クラブの整備費となります。1か所は、関城東小学校で実施している放課後児童クラブとなります。こちらは、待機児童対策として、小学校の多目的ホールを放課後の時間帯や長期休業期間中に放課後児童クラブの実施場所として使用するための整備工事や、新たに始まりますので、備品等の購入となります。

2か所目は、中小学校で実施している放課後児童クラブとなります。こちらは、実施場所の教室や備品等の老朽化が進んだことから、安全な運営に支障を来すおそれがあるため、放課後児童クラブの受託事業者が部屋の改修及び家財道具や遊具等を更新するための経費に補助するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、子ども・子育て支援交付金643万3,000円、同じく県支出金、子ども・子育て支援交付金643万3,000円及び市債、放課後児童クラブ整備事業債320万円となっております。

次に、その下、説明欄、住民情報システム（放課後児童クラブ）構築事業に44万円の増額をお願いするものでございます。これは、これまで職員が手作業で行ってまいりました放課後児童クラブの利用児童の管理や利用承認等の事務作業をシステム化することで、職員の負担軽減を図るものとなります。なお、全額一般財源でございます。

次に、その下、説明欄、こども誰でも通園制度事業に319万円の増額をお願いするものでございます。これは、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業に係る私立保育施設分の経費となります。今年度は認定こども園せきじょうのほか6か所の私立保育施設で当該事業を実施することとなっております。なお、保育施設が当該事業を実施した場合、1時間当たり850円が市から交付されます。また、未就園児が当該事業を利用する場合、保護者負担金として1時間当たり300円を直接保育施設に支払うこととなっております。歳入に関しましては、国庫支出金、こども誰でも通園制度事業補助金239万2,000円となっております。

最後、その下、説明欄、住民情報システム（児童手当）改修事業に374万円の増額をお願いするものでございます。これは、今年度の10月分の児童手当から改定となる児童手当制度の拡充を円滑に実施するためのシステム改修に係る費用となります。歳入は、国庫支出金、子ども・子育て支援事業費補助金374万円となっており、事業費の全額が国庫支出金となっております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 13ページの私立保育所の補助金なのですが、事業者が負担が4分の1ということだったですけれども、全額でこれ言うと、7,000万円近い施設になるのかなというふうに思うのですが、かなり大きいなというふうに思うのですが、さっき保育室、給食室というお話でしたけれども、もうちょっと具体的に何で7,000万円かかるのかなというところをお願いします。

それと、放課後児童クラブのほうで関城東小学校のほうですけれども、ちょっと私の理解がいまいち追いつけなくて、確かめるのですけれども、現在希望者が多くてあふれているということなのか、それとも今後増えるだろうということで受入れできるようにするのか、それともさっきの説明で混同しているのですけれども、長期休暇の場合にも受け入れられるようにというような話でしたので、主な目的は何なのだろうかというところをお願いします。

それから、こども誰でも通園制度のほうなのですけれども、今、幼稚園のほうで放課後受入れ、預かりのほうは幾らでやっているのかということです。

それともう1つ、この件では試行ということになっているので、試行という意味がちょっとどういう、やってみるのだけれども、何か洗い出す項目とか、そういった注目している部分があるのかどうかというのをお願いします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 三浦委員のご質疑ご答弁申し上げます。

まず、私立保育所等施設整備費補助事業に対してなのですけれども、こちらは下館幼稚園が見積りというものを提出してきました、そちらの見積りの金額が6,865万1,000円という金額でした。この中身につきましては、擁壁を造ったりするということも伺っています。東側のほうです。崖になっている部分というところとかがありますが、実際にはその施設側がどれだけの経費をかけて設備を整えるかということは、我々のほうの指導の範疇外になってしまいますので、それはどれだけ豪華にしようが、質素なものにしようかというのは施設にお任せしております。なので、なぜ7,000万円の見積りになったのかということに対しては、ちょっと私のほうでは把握できておりませんが、その申請された金額に対してしっかりと補助、国が2分の1で、市が4分の1しっかりと補助してまいりたいというふうに考えております。

（「審査は通ったということなのですね」と呼ぶ者あり）

○こども課長（松本芳視君） （続）はい、国の審査は通っておりまして、そもそも国の基準額で交付申請をしたのです。丈比べした結果、国の交付額のほうが高く、実際の市の低いほうで交付申請したのですけれども、高いほうの金額で内示が来たので……

（「ああ、そういうこと」と呼ぶ者あり）

○こども課長（松本芳視君） （続）ええ、そうなのです。なので、今回追加の補正ということをしていただきました。

続いて、関城東小学校の放課後児童クラブなのですが、関城東小学校は令和6年4月1日時点におきまして、当初100名の定員で預かりたいということが申告されておりました。しかしながら、それを超える応募があり、その結果、123人までは預かっていただけることになったのですが、やはりちょっと3人4月1日での不承認が出てしまっております。これは、今議会で部長がご説明しましたが、やはり預かってもら

いたいという気持ちと、安全に子供たちを預かって健全に育成するということをバランスを整えていかなくてはいけないため、青天井で預かってくださいというわけにいかずに、そういった最大限のお願いと調整をしております。今年度、令和6年度の6年生がやめて、令和7年度に新たな1年生が入ってくるとなると、間違いなくやめる児童数よりも、入る児童数が増えますので、このままでは令和7年度に待機の発生が生じるであろうということから、今回多目的施設というところの改修をすることで学校と調整ができました。

最後がこども誰でも通園制度なのですが、こども誰でも通園制度は300円とご説明させていただきました。今、実際実施している一時預かり事業の一般型というのは、施設を利用していない、保育を受けていない子供が利用する場合、1時間200円となっております。幼稚園型というのがございまして、これは1号認定で、2時ぐらいまでの幼稚園の時間帯だけ保育施設に行かれています方が、その後を超えて預かってもらう場合、1時間100円となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。関城東小学校については、結局かなり余裕ができるようになるというふうに理解していいですね、多目的ホールの改修によって。それで、それだけではなくて、長期休暇のときにももっと受け入れられると、そういう理解でいいですか。

それと、こども誰でも通園制度のほうは、利用料に差があるという、そういう考え方で設定したというふうに考えていいですか、利用の仕方です。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 1時間当たり300円という利用設定なのですが、これは国が示してきた実施要綱で、300円程度が望ましいというふうな、全国一律的な国の示しがあったことに準じて300円というふうにしております。200円、100円につきましても、やはり国の地域子ども・子育て支援交付金事業の中で示されている金額となっておりますので、この金額の設定に関しては市独自ではなく、国に準じた金額の設定というふうになっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） こども誰でも通園制度のほうなのですが、保育士の確保が必要なのか、その資格のある人あるいは見守りだけといったような資格がなくてもできるようなのか。保育士を確保するとすると、なかなか今でも難しいと言われているのですが、その辺の獲得はどういうふうにするかというところをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 三浦委員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、実施する形態によって、保育士2名の配置が義務づけられる一般型というものと、保育士1人と補助者1人という余裕教室型というその類型によって配置される職員も保育士ではなくては駄目だ。いや、ここはちょっと1人は保育士でなくてもいいというような基準になっています。ただ、保育士が望ましいことは間違いございませんので、我々としては、今現在行っております保育士の就労奨励金、新規で筑西市の保育施設に勤めていただければ20万円、復職、1回辞めて、もう1回復職していただける方には

10万円、さらに筑西市と一緒に転入してくれれば、加算の10万円といった、結構評判のよい事業でございまして、そちらを推進するとともに、障害児の受入れ加算とか、いろいろな加算を何とか少ない財源の中で、とてもやりくりは大変なのですけれども、そうしてやっていって確保したいと思っております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 14ページの放課後児童クラブ整備事業の備品についてなのですが、たしか明野五葉学園の開校に伴って、明野の小学校、5つの机、椅子はほかの学校で使うということに3月の本会議で答弁をいただいているのですが、これはこの213万2,000円は、何を買うのですか。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 仁平委員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、備品として購入しますのは、本棚、それと冷蔵庫、テレビ、テレビボード、机と椅子などとなります。そのほかにもレンジとか、いろいろ生活に今度必要なものとかも更新します。あとは本、教材、学習に使う本とか、あとはボードゲームなどの遊びに使うものなどをすごく古く、壊れていたり、破れていたりするものですから、それを新しくリニューアルさせていただこうと思っております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほども申し上げましたが、中小学校、関城東小学校ですよね。明野地区5校の小学校の机と椅子、相当数が出ているわけで、それを使えばほかの備品のほうに回せるのではないのかな。何で新しくする必要がある、ちなみにこども課ではこの明野地区5校の余った机と椅子はどうしたのかは答えられないでしょうけれども、新しくしなくても十分市内にはありますよね。どこへ行ってしまったのかなと思って。こういうところに使うために、ほかに振り分けるという答弁、教育委員会から、部長おりますけれども、前部長に答弁いただいていますよね。もしよかったら、それちょっと答弁してほしいのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 明野五葉学園の備品でございますが、まずは優先順位は設けさせていただいております。もう当然明野地区の5校の小学校ですので、明野五葉学園において足りない部分について、まずは充足させていただく。あとはその次につきましては、市内の小学校、中学校も含めてですけれども、必要なところに学務課を通じて必要な場合は見ていただいて、その利活用をお願いするという事で、今、発信はしているような状況で、ある程度の優先順位まではつけていると思うのですが、すみません。詳細まではないのですが、今、そういう状況で活用を図っているところでございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） いや、ですから、その机と椅子、十分使えるものを、そうすればそちらに分ければ、ほかの備品にお金を回せるでしょうと言っているのだけれども、全部これは新しくするのですか。例えば123名とか分。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

机と椅子の購入という備品の中にはございますが、まずその明野5校の分でどこまでうちの放課後児童

クラブに回ってくるかというものを調整して、一番最後の受け皿になるようなので、まず学校とかが先になってしまうということで、あまりにもちょっと壊れているものは除いた結果で、使えるものを使った。その差分の購入ということで、担当のほうでは検討しています。

以上です。

○委員（仁平正巳君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、私立の保育所の整備の件で、こちらは下館幼稚園ということで、新たに1歳と2歳の預かりを始めるということですよね。筑西市内では、この1歳児、2歳児は実際にどの程度需要があるのか。12名ぐらい増えるのですが、今までそんなに預かれないでいたのか。また、これによってしっかりと1歳児、2歳児が希望する方全員が入れるようになるのかということが1点。

14ページの放課後児童クラブ整備事業ですが、関城東小学校の今年度の利用申請が定員を超えていたということですが、実際利用申請は何件あったのか、件数をお願いいたします。不承認が3名ということですが、この3名への対応、例えば長期休暇中だったら明野五葉学園の五葉児童クラブが利用できるということで、そちらの利用に切り替えたのか、お願いします。

議案質疑でも、田中議員からありましたが、あのときの議案質疑は、たしか伊讃小学校の放課後児童クラブについてだったかと思うのですが、実際に筑西市内の放課後児童クラブの需要、各小学校区によって放課後児童クラブってすごく申請の多い地域と定員で十分入れる地域があるかと思うのですが、その令和6年度の状況がどうだったのか。入れなかった子が数多くいるとお聞きしていますが、その子への対応、その子たちが長期休暇中、長期休暇、夏休み中、五葉児童クラブへどの程度利用申請、利用希望をしたのか、それをお願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 小倉委員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、ゼロ歳の保育の利用ニーズでございますが、こちらは4月から3月、年度末にかけて徐々に増えていきます。これは育児休暇を1年取得という形の保護者が保育の利用を開始するためとなっています。今回、下館幼稚園の整備になるのですが、同じ下館小学校区、小学校の学区内ですと、はぐろ保育園と認定こども園下館聖母がございます。こちらにつきましては、6月1日時点なのですがけれども、はぐろ保育園のゼロ歳児は、利用定員が13人に対して、入所が13人、1歳児は30人の利用定員に対して、利用者数が30人、2歳児が30人に対して30人ということで、空きがない状態です。認定こども園下館聖母に関しましては、唯一ゼロ歳児が1人だけ空きがある状態になっています。その小学校区で、新たに1歳児6名、2歳児6名という保育の枠をつくるということになりますので、ニーズの大変あるところでの整備となると考えています。

関城東小学校の利用状況なのですがけれども、4月1日の利用状況、一次と二次と募集しました。そのときに一次審査は123人申請があつて、123人の承認ができました。ただ、二次募集では、3人の申請があつたのですがけれども、この3人は預かっていただけずに不承認という形になってしまいました。この3人の方にも夏季休暇、長期休暇期間中の明野五葉学園の利用というものは、この3人に限らず、ほかの方々にも同じようにアナウンスをしております。そして、五葉児童クラブの夏季休暇のみで、他校から利用申請されているのは、関城西小学校で1名、古里小学校で1名と、小栗小学校で1名、この3人だけでして、

あとは全員明野五葉学園の児童となっております。

最後に、3人の対応は、事後の追いかかけはしておりません。すみません。事後の追いかかけはちょっとできていない状況でございます。

最後の何でしたっけ。以上……

（「筑西市内の放課後児童クラブの需要とかあるのか」と
呼ぶ者あり）

○こども課長（松本芳視君） （続）すみません。少々お待ちください。資料が見当たらなくなっていました。

○委員長（中座敏和君） それでは、ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時25分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、市塚教育部長、お願いします。

○教育部長（市塚文夫君） すみません。明野地区、5つの小学校の備品について、少し追加で補足させていただければと思います。

鳥羽小学校につきましては、もうこの後解体を見込んでいますので、ほぼ備品の行き先は決まっているような状況ではあるのですが、残り4校につきましては、当然小学校、中学校のほうも対象としつつも、放課後児童クラブにつきましては、当然小学校の児童が利用しますので、こども課のほうとも共用させていただいて、この後調整いただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁申し上げます。

まず、令和6年6月1日時点の放課後児童クラブを利用している児童総数は1,557人となっております。そして、空きがもうない状態の小学校区になりますが、伊讃小学校区、川島小学校区、関城東小学校区、古里小学校区、そして新治小学校区となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、私立のほうで下館小学校区、ゼロ歳児の空きが認定こども園下館聖母で1人で、あとは1歳、2歳は定員いっぱいだということで、今回下館幼稚園、1歳児と2歳児が増えるということで、ゼロ歳児に関しては、市のほうから下館幼稚園側に受入れのお願いをしてあるのか。その結果、駄目、園のほうでゼロ歳児の受入れはできないということだったのか、その過程を伺いたいと思います。

2点目が放課後児童クラブ、空きなしが結構多くなっています。関城東小学校も二次募集まで含めると126人の申請があり、今回定員が増えて135人受入れできるようになるということで、9名しか余裕がない

というような印象を受けました。令和7年度の申込みは、1年生の利用がかなり増えるのではないかなと予想ができて、また不承認になるのではないかと思います。そこで、やはり関城地区には認定こども園せきじょうがあるので、関城西小学校もたしか毎年定員を超える申込みがあり、支援員さんなどをお願いをして、定員を超える受入れをたしかしてくれていたりしていたかと思うのですが、関城地区、ますます学童の放課後児童クラブの需要が高まる中で、公立として認定こども園せきじょうで入れなかった子の受入れを考えるべきかなと思いますが、その辺公立としての役割をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、五葉児童クラブへは、結局は夏休み3名の利用ということで、多分市内では不承認になった方、もっとたくさんいたかと思います。市内全域の放課後児童クラブの受け皿になるといって建設した五葉児童クラブがなかなかその建設当時の目的を達成していないかなという印象を受けますが、今後の五葉児童クラブ、どのようにその受け皿としての役割を果たしていくと考えているのか、お願いいたします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 小倉委員のご質疑にご答弁申し上げます。

下館幼稚園さんなのですけれども、これは認定こども園ではあるのですが、現在幼稚園型の認定こども園ということで、ほかの認定こども園のように幼保連携ではない、幼稚園に特化した認定こども園でございます。したがって、メインは3歳から5歳で、ゼロ歳から2歳というものは預からなくてもよいと、預かってよいというようなすごく曖昧な立ち位置でございまして、今回できれば幼保連携型になっていたきたいと、市からも補助金出しますので、何とかゼロ歳を含めてゼロ歳から預かっていただきたいというような話で申ししていたのですが、何分保育の経験がないということで、しばらくの間は1歳、2歳の預かりで、可能になった段階でゼロ歳の預かりを始めて幼保連携に移行するということまでは施設と協議済みでございます。

続いて、五葉児童クラブなのですけれども、これは毎月1日から10日程度を翌月1日からの利用の申込み期間として設定してございまして、市のホームページに毎月空きがある状態の施設の一覧表というものを掲示しております。その中で長期と短期、短期というのは、夏季休暇のみ、両方空いていますよ、空いていませんよというところをアナウンスしているのですが、その中で五葉児童クラブに関しては、通年も短期も二重丸で、十分に空きがありますよということではお知らせをしているのですが、やはり通勤経路とかの関係であったりとかで、真逆のところへ送って行って会社に行く、仕事、職場に行くというのができない方とかもいると思いますので、そこは各子育て世帯の保護者の考え方で、入所の申込みしていただける方には承認を進んで行いますので、そういった状況でございます。

関城東小学校なのですけれども、今回整備するホール、多目的ホール、実はこれ225平米あります。225平米を1人頭1.65平米の大きさで、1人当たりのおおむね1.65平米を必要とするという規定に基づきますと、136という受け皿になるのですが、今、支援単位を増やしたことで、支援員も増やさなくてはならないと。箱は用意できたけれども、マンパワーが不足してしまっていると、預かれるものも預かれないので、今、支援員のほうを増やすことということで、委託事業者と協議しています。支援員を確保すればするほど、預かる人数もその多目的ホールでは広げることができますので、そういったことを見据えて、待機児童が発生しないように対策を講じていきたいというふうに考えております。

すみません。認定こども園せきじょうでの受入れですけれども、これは認定こども園を整備するという
ことで進むことになった際に、こども部内で、こども課内で十分協議をした件でございます。その中で、
将来的に児童数は減っていくというこの少子化の時代において、小学校にバスで送迎するという箇所の施
設に放課後児童クラブを整備するという、ここまでコストをかけていいものかというところを協議し
ました。バスも園バスがあるのですが、あくまでも5歳児までの子供が座る椅子なので、小学校6年生と
か5年生はとても座れない椅子なのです。もう未就学児専用バスと言っていいのです。たけのこ保育園さ
んにしても、明野保育園さんにしても、小学校に迎えに行くバスは別のバスを確保しています。普通のバ
スです。なので、関城東小学校まで送迎が必要となった場合は、今度はバスの経費と運転委託の経費まで
発生してしまうので、試算したところ、高額な運営経費になったので、まずは関城東小学校の校舎の中を
改修して、安全に子供たちが放課後児童クラブまで移動できるという条件も整えながら拡大をしていく
ということで、関城東小学校の校長先生とは毎年毎年拡大に向けて私のほうで協議をさせていただいており
ます。

すみません。多目的ホールの面積255平米でございました。申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） 放課後児童クラブの件、認定こども園せきじょうでは、コストがかかるという
ことで、関城東小学校の整備という結果になったということですが、ここ何年も3月になると放課後児童
クラブ利用申請すると、入れなくて不承認になる方は本当に多くて、放課後児童クラブは確かに子供たち
が歩いていけるところとか、そういったところでないと、全然違う学区のほうの放課後児童クラブは平日
は利用できないというのが現状ですので、今後まだまだ需要が伸びると思います。今回はこの増えるのが
関城東小学校だけですが、今年度その需要に対してしっかりと供給することができるのか。3月の利用申
請時には希望する方が入れるようになるのかということと、議案質疑の中で、審査の話がちよっと出まし
たが、審査を厳しくして落とすのではなく、保育園のほうはこども誰でも通園制度事業が始まるので、放
課後児童クラブも利用したい方が利用できる環境整備というのが今後の子育て支援の中で重要になってく
ると思うのですが、その辺の放課後児童クラブの整備に関して、しっかりと需要に応えられるように今後
も拡充していく予定があればお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 小倉委員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、その需要、ニーズに対して受け皿の確保ということですが、現在進行形の調整でございますと、
伊讃小学校の放課後児童クラブを実施している隣の部屋がイングリッシュルームという英語の授業で使う
部屋になっていまして、そちらの部屋を2階の視聴覚室に移動させていただくということで、校長先生と
協議を進めています。その協議が学校側のほうで、いいですよと、この部屋は放課後児童クラブの部屋で
使っていいですよというふうなところまでいっておりますので、今後改修の積算をしまして、早ければ次
の補正予算で補正の提案をさせていただきたいと思っております。

また、竹島地区も2つの放課後児童クラブ、児童クラブ「竹島」とつばめ児童クラブという児童クラブ
あるのですが、竹島に関しましても、つばめ児童クラブさんが今、小学校の近隣の場所に建物があるので、
そこを改修して支援受入れの枠を増やすということで、担当と今、その整備に関しても進めております。

こちらにつきましても、早ければ9月の補正予算で場所、ニーズ、受け皿の確保に向けた整備を推進してまいりたいと考えております。

さらに、全ての利用したい児童というものを利用させるということなのですが、学校と同じ規模の建物が必要になってしまいますので、ちょっと厳しい。現実的な話ですとちょっと厳しいので、まずはやはり就労だったり、その祖父母がいなかったりなどという保育できない児童を、うちで1人でいなければいけない児童をまずは救って、そして少子化とか、そういういろいろな要因によって枠が余るようでしたらば、だんだん、だんだん規制を緩和していった、その場所を開放するといったことも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、こども課認定こども園せきじょうから説明をお願いします。

小里こども課認定こども園せきじょう園長。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） 認定こども園せきじょう、小里でございます。着座にて失礼いたします。

議案第70号のうち、認定こども園せきじょう所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算書、事項別明細書、2 歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節4雑入（民生）でございます。説明欄55、こども誰でも通園制度保護者負担金に18万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、こども誰でも通園制度を利用するに当たり、1時間300円の利用者負担金等を保育施設に支払うこととなるため、認定こども園せきじょうで利用した際の保護者負担金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第63号「工事請負契約の締結について」、審査をお願いします。

学務課から説明をお願いします。

廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） 学務課の廣瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第63号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

令和6年5月21日付で条件付き一般競争入札（電子入札）に付した筑西市立明野幼稚園施設解体工事に

ついて、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、契約の目的、筑西市立明野幼稚園施設解体工事でございます。2、契約金額、1億9,079万5,000円。3、契約の相手方、筑西市蓬田350番地4、株式会社常陸建設、代表取締役、飯島賢一でございます。

なお、仮契約につきましては、5月22日に締結しているところでございます。

次のページをお開き願います。参考資料としまして、筑西市立明野幼稚園施設解体工事概要を記載してございます。工事の概要について主な部分をご説明いたします。明野幼稚園は、少子化の進行や、3歳児からの幼児教育・保育の無償化、明野地区における民間の保育事業者の充実などにより、近年入園児数が著しく減少していた状況を鑑み、令和5年度末をもって閉園となりました。施設は、昭和48年に建設され、建築後50年が経過しております。施設の老朽化が著しい状況であるため、解体、撤去を行うものでございます。工事場所は、筑西市成井地内でございます。工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和7年1月20日まででございます。工事概要ですが、敷地面積は2万4,234平方メートル、総延べ床面積は3,025.32平方メートルでございます。構造につきましては、記載のとおりでございます。工事内容は、建築解体工事、電気施設解体工事、機械設備解体工事及び外構工作物等撤去工事でございます。

次のページをお開き願います。敷地の位置図でございます。こちらは、後ほどご確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この工事、約2億円近い工事なのですが、まず事前公表の予定価格をお聞きします。確認です。

それから、最低制限価格、これはいつ頃から筑西市では決めたのかという質疑なのですが、実は最初から言ってしまうのですが、平成25年の市民会館の解体の工事の入札のときに、1度市は取り下げているのです。そのときの落札価格が最低制限価格と2万円しか違わなかったのです。今回、この最低制限価格、これは入札のときにいつ決めるのか、どういうふうに。それをまずお聞きします。

○委員長（中座敏和君） では、里村契約検査課長。

○契約検査課長（里村 孝君） 仁平委員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、予定価格についてでございますが、今回1億9,200万円でございます。最低制限価格がいつ頃から導入されたのかということでございますけれども、平成29年度から本市において導入しているものでございます。

次に、最低制限価格の算出方法についてでございます。まず最初に、入札執行日の前日までに最低制限基本価格というものを決定いたしまして、それを封筒のほうに封入、封印いたします。次に、入札執行日の開札直前において入札立会人から2度のくじ引きで無作為係数というものを決定いたします。最後に、既に決定した最低制限基本価格の封印を袋から出すということになりますけれども、その最低制限基本価格にその無作為係数を乗じた額を最低制限価格として決定しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そもそもこの解体工事というのは、ランクづけの業種ではなくて、もともととび・土工だと思うのですが、それを建築のAランク690点以上に設定をしたわけですね。私は、物を造るときは最低制限価格が必要だと思うのです、これから造って使用するわけですから。壊して更地にするのに最低制限価格はいらないと思うのです。つまり安ければ安いほどいいということだと思うのですが、壊すのですから、更地にするのに。それで、その落札価格と最低制限価格の差、これ2億円近い仕事なのに、たった1万70円しか変わらないのです。これは、非常におかしい感じするのです。それで、県のほうではコンピューターで無作為にやるのですけれども、筑西市ではくじ引きと言っていましたね。誰がくじ引くのですか。手でやっているのですか。

○委員長（中座敏和君） 里村契約検査課長。

○契約検査課長（里村 孝君） お答えいたします。

くじ引きについてでございますけれども、入札立会人、工事発注担当課のほうで入札立会人になりまして、アルファベットのくじと番号がついたくじ、2本を引きまして、その合わさったところで無作為係数というのが決まっておりますので、そちらで決定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） つまり手でやっているということね。何か手でやるということは、非常におかしいと思うのです。これありますよ、この乱数表みたいなもの。縦の線と横の線。物すごく狭いところにこれ合わないと、落札できないのですよね。これ手でやるということは、何か工作できるということではないの。非常に疑ってかかりますけれども、県ではコンピューター使うのです。絶対に指針というか、くじ引きとはいえ、何かそここのところ納得できないのです。そもそもその最初に聞いた690点以上にしたその理由ももう一度お尋ねしたいのですけれども、これ話があちこちになってしまいますけれども、9者が入札に参加して、1者が辞退して、予定価格より安くても駄目なのだよ。非常に何だかこの入札が納得いかないのですけれども、もう少し分かりやすく言ってほしいのです。くじを2回引いて最低制限価格、そういう必要ないと思うのですよね、壊すのだから。そもそも地元業者が参入できないように、私が言いたいのは、この点数をAランクにしてしまっただけで、最低制限価格を設けるには下請いじめがないようにという理由もあると思うのですが、1万70円という宝くじ当てるようなものですから、これ。ここに入るのには。落札するのには。その辺のところどう説明されても分からないので、もう1回お願いします。誰が引くの、そのくじ。立会人って誰。

○委員長（中座敏和君） 里村契約検査課長。

○契約検査課長（里村 孝君） お答えいたします。

すみません。まず、今おっしゃっているそのくじを引く方でございますけれども、発注主管課のほうで基本的には課長が見えられてくじのほうは引いております。くじのほう、2本引いておりますのは、確かに1本だときっとその不正、実際にそういうことはないのですが、不正が出る確率が高くなるということで、皆さんに特定できないようにアルファベットのくじ1本と数字1本ということで、2回引いてもらって、なるべく特定されないような、そういった手法、方法で無作為の係数を求めているといったところでございます。

それと、最低制限価格のほうの必要性ということなのですが、こちらは基本的には29種類ある建設工事全てを対象にして、最低制限価格を設けているような形になるのですが、こちらは国のほうの基準にのっとり定めております「筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱」というのを筑西市のほうで定めておりまして、それに基づいて設定しているところでございます。

こちらは、先ほど申し上げたように、29種類の建設工事を対象にしているものですから、解体工事に限って制限価格を設けないということはできないのかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） しかし、市長が最低制限価格を設けることが適当でないと認める請負契約については、最低制限価格を設けないことができるというふうに要綱では書いてありますよね。そもそもこの最低制限価格を設けなければならない理由を明確に聞きたいのです。

それから、私もよく分からないのだけれども、ここにいる皆さんも、無作為係数って何なのですか、そもそも。

その2点だけ。明確に答えてください。

○委員長（中座敏和君） 里村契約検査課長。

○契約検査課長（里村 孝君） お答えいたします。

すみません。明確にというのはちょっとあれかもしれないのですが、こちらは最低制限価格制度につきましては、活用の徹底を図るようということで、国のほうから要請を受けているものでございまして、こちらは全国の自治体のほうで、筑西市も含めてでございしますが、推進しているものでございます。

それと、無作為係数についてでございしますが、こちらは各自治体任意に定めているものでございまして、筑西市のほうでは採用しているというものでございます。ちなみに、先ほどお話ありましたが、茨城県のほうでもこちらは無作為係数のほうを定めておりまして、理由といたしましては、入札金額が最低制限価格と同額であったり、近似していた場合に情報漏えいなどの疑念を持たれないように、その対策として筑西市のほうでは導入しているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員、最後。

○委員（仁平正巳君） 何回聞いてもこれ分からないので、これから私もちょっと研究していきたいのですが、先ほども申し上げたとおり、「筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱」、これには規定にかかわらず、市長が最低制限価格を設けることが適当でないと認める請負契約については最低制限価格を設けないことができるというふうに書いてあります。ちなみに、競争入札による設計金額が130万円を超える建設工事、競争入札による設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務と、こういうことに最低制限価格を設ける対象となると言っていますけれども、一番最初に聞いた、最後にこれだけ教えてください。その解体工事のランクづけというのはないのに、何で690点以上にこれするのか。造るのではなくて、壊すわけですから、解体は。それだけ教えてください。

○委員長（中座敏和君） 里村契約検査課長。

○契約検査課長（里村 孝君） お答えいたします。

本市におきましては、入札参加資格者名簿のうち、土木一式工事、それと建築一式工事、電気工事、舗

装工事、管工事、そして水道工事で登録する建設業者に対しまして、それぞれが持つ総合点に応じて、A、B、Cの3段階で等級格付を行っております。これらの建設工事の発注に当たりましては、一般競争入札に付す場合には、設計金額に応じて発注の対象となる等級を決定しまして、入札条件を設定しているところでございます。

しかしながら、先ほど仁平委員のほうからもございましたが、解体工事についてでございますが、登録する建設業者に対しましては、等級格付を行っておりませんので、入札条件の設定に当たりましては、筑西市競争入札参加業者指名選定委員会、こちらの委員会におきまして設定金額や設計内容、過去に発注した同種工事に係る入札条件などを審議いたしまして、施工の安全性を担保するため、等級格付表における建築一式工事の市内Aランク、具体的には総合点690点以上、発注標準金額1,500万円以上という基準を準用することが決定されたものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの入札の件で、先ほども仁平副委員長からもありましたが、入札予定価格が1億9,200万円で、最低制限価格を満たさず、失格となった業者が3者あったかと議案質疑で伺いましたが、この3者も最低制限価格よりも低い金額を入れたということで、この予定価格が高過ぎたというようなことは考えられないのかということと、この予定価格の積算方法を伺いたいと思います。

もう1点、こちらは明野五葉学園の隣、すぐ横の敷地内での解体工事になりますが、解体に当たり、子供たちの通学路もあります。また、学校の授業や部活動などの時間帯にも解体作業が行われるのかなと思いますが、その点の配慮などお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 里村契約検査課長。

○契約検査課長（里村 孝君） それでは、私のほうから予定価格のご質疑についてご答弁させていただきます。

予定価格についてでございますけれども、発注主管課が決定する設計価格、こちら消費税を除いたものになりますが、それと同額を予定価格として私ども設定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） 小倉委員のご質疑にお答えいたします。

工事について、明野五葉学園等の通学路や学校の授業等に関して配慮をしているかということですが、工事につきましましては、安全に気をつけて実施するものでありまして、通学路や学校の授業を配慮したものとなっていると思います。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 私のほうから補足して。

まず、工事に当たっては、仮囲いという形で、工事現場に入れないような遮蔽等を行いまして、ほこりですとか、あとその中に入らないようまず配慮もさせていただくようになろうかと思います。工事車両が中に入るとき、警備員等をつけたりですとか、当然隣にある明野五葉学園のほうに工事のタイムスケジュールと、音が出るようなものも説明させていただいて、工程会議の中で、学校の先生なんかの意見も取

り入れながら、当然安全に配慮した工事、解体工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） 先ほど予定価格は設計価格と同額ということですが、その設計価格というのはどのように算出したものなのか、伺いたいと思います。

工事に関しては、学校側と工程表などを確認しながらということで、工事用の出入口などはどこに持ってくるのか。工事車両が出入りするところ、子供たちの通学路との兼ね合いなどお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

解体費用の設計金額でございますが、令和5年度明野幼稚園施設解体事業において設計業務を委託しておりまして、その算出額でございます。

工事車両の出入口でございますが、北の正門を想定しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） そうすると、設計価格というのは、設計業務を落札した業者が出したということですね。この金額が妥当かどうかというのは、市のほうではどのように判断しているのかというのをお聞きしたいと思います。

また、工事の出入口が北側の門ということは、ここかなり道路も狭くて、子供たちの通学路にもなっているところですね。その辺大型の工事車両が通ると、かなり危険かなと思われるのですが、その辺の安全なんていうのはどのように考えているのか、また工事請け負った業者にはその点どのように伝える予定なのか、ちょっと安全面の配慮を具体的に分ければお願いします。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

予定価格1億9,200万円が妥当かというご質疑でございますが、こちらは入札により、失礼しました。すみません。

○委員長（中座敏和君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 私のほうから少し補足で説明をさせていただければと思います。

設計金額につきましては、予定金額の1億9,200万円が設計金額でございまして、当然解体の設計を行う上で、設計事業者のほうに設計いただいております。いろいろな解体をする上での解体の単価、それは当然県の単価等も使っておりますし、ないものにつきましては、見積り徴収をしておりますので、設計金額としましては、妥当なものだというふうに考えております。

また、工事搬入の出入りでございますが、基本的には北口正門になろうかと思うのですが、仮囲い等を行った上で、あと工事車両が出入りする時間帯等につきましても、工事のほうで工程会議等、まずはいろいろな打合せをする中で、学校側とも連携を取りたいなと思っております。

また、あと進入路、入って出る方向、そういったものも今後発注の中で会議等を通じて安全に配慮した解体工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 入札をする前に、今、小倉委員の質疑で、予定価格が出ているということですが、この予定価格の出し方で、どのようにやったのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、一応この価格自体は全体で、各費目というのがあると思うのです。その費目について設計のほうで積算する上で全部出てくると思うのです。その費目についてはどういう費目があったのかというのをお聞きしたい。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

予定価格の算出方法ですけれども、科目につきましては、建築解体工事、電気設備解体工事、機械設備解体工事、外構工作物等撤去工事でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 工事内容はそういうふうになっているのですが、それぞれの積算をしなくてはならないので、その積算をする上で例えば運搬費だとか、処分費だとか、あとそのほかにも幾つか、人件費だとかというのがあると思うのですが、そこらの積算で、それぞれその項目、その費目ってどんなのがあるのかなというところなのですか。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

建築解体工事の中には、杭抜き工事であったりとか、アスベスト撤去工事であったりが入ってきます。また、仮設工事ですとか、解体工事後の処分費用なども入ってきます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もっと細かいところがあるのかなと思ったのですが、それで解体するのに幾つかの建物とか、プールとかというのはありますよね。これらをそれぞれ個別に積算をしたのかどうかというところです。

○委員長（中座敏和君） 廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

個別に積算をしております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

では、以上でいいです。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第63号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決をいたします。

議案第63号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

生涯学習課から説明を願います。

飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君） 生涯学習課、飯島でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第3表、地方債補正（変更）でございます。体育施設整備事業について、補正前の限度額1,360万円から補正後の限度額2,300万円に940万円の増額をお願いするものでございます。下館運動場サッカー場防球ネット設置工事を実施するに当たり、借入れ増額を行うものでございます。工事の詳細につきましては、歳出の部で説明させていただきます。

次に、10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2 歳入でございます。款22市債、項1市債目10教育費、節6保健体育債、説明欄の3体育施設設備事業債について940万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらも工事の詳細につきましては、同じく歳出の部で説明させていただきます。

続きまして、16ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3 歳出でございます。款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設費、節14工事請負費、説明欄の運動場等管理運営経費うち14工事請負費、下館運動場サッカー場防球ネット設置工事について1,265万円の増額補正をお願いするものでございます。内容としましては、下館運動場サッカー場の西側に防球ネットを設置するものでございます。下館運動場サッカー場は、西側が市道と隣接しており、既存の境界の柵が低いと、サッカーボールが道路へ飛び出すなど、事故の危険性が高い状況にございます。周辺住民や道路利用者からも危険性のご指摘や防球ネット設置要望の声をいただいておりますことから、交通事故防止や利用者の安全確保を目的として防球ネットを設置するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これは、要望があったという話でしたけれども、その要望というのはいつからあったのか、お願いします。

○委員長（中座敏和君） 飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君） ご答弁いたします。

こちらなのですが、具体的にということではないのですが、やはりコロナ禍が収まりまして、サッカー場の利用が再開したときに、改めてそのサッカー利用者の保護者の方ですとか、同僚の利用者の方からちょっと危ないよという声を体育館のほうとか、こちらにも要望が届いているというところがありましたので、今回予算のほうを計上したものでございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コロナよりもっと前からこういう状態だったわけですね。そうするともっと早くに要望があったのではないかなと予想するのですが、いつ頃からあったか。もし分かればですけども、話合いの中で、前言ったよねとかというのもあったらと思うのですが、なかなか予算化が難しいというのがここに現れているのかなと思って聞くのですけれども、どうでしょう。

○委員長（中座敏和君） 飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君） ご答弁申し上げます。

具体的に以前古くからではあったかという、そこまでの声というのは実は届いてなくて、本当にコロナ禍明けてからというところで幾つか出てきているというのがちょっと私肌感というか、そちらにもなってしまうのですけれども、改めて皆さんこのコロナ禍で使ってみて、そういえば危ないよねというところを皆さん気づかれたことが多いのかなというところもございましたので、昔とか、その設立当時からあったという、そこはちょっと記憶として、記録としてもこちらには今のところございません。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） そうですか。では、いいです。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第70号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第70号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決をいたします。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了します。

執行部は退室を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は、全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時18分